お知らせします

2号認定児童に対する補助額を増額

め、国が行う幼児し世代の経済的負

4,200円/月から変更に合わせ、施設利用回数のに合わせ、施設利用回数のに合わせ、施設利用回数のに合わせ、施設利用回数のの副食費

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準で ある保険料率(均等割額と所得割率)は2年ご とに見直します。

令和2・3年度の保険料率を

後期高齢者医療保険料

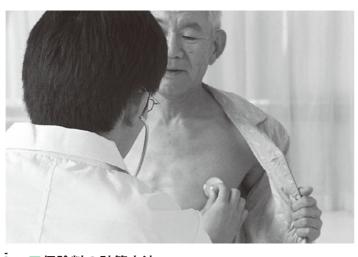
■兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円
平成30·令和元年度	48,855円	10.17%	62万円

■保険料額の通知について

5

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する 保険料額決定通知書でお知らせします。



■保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者 一人一人が等しく負担する 「均等割額」と前年の所得 に応じて負担する「所得割 額」を合計します。

(注)総所得金額等とは収入額 から次の控除額を引いた金額 です。〔公的年金等控除額、給 与所得控除額、必要経費。た だし、所得控除額(社会保険 料控除額、扶養控除額等) は 含みません。〕

均等割額 51.371円

所得割額

(総所得金額等(注)-33万円)×所得割率 10.49%

保険料額 (年額)

(上限64万円)

■所得の低い方の保険料軽減(令和2年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和元年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が 軽減されます。

	総所得金額等	(被保険者+世帯主) が次の基準額以下の世帯	軽減割合 (軽減後均等割額:年額)	
	基礎控除額	世帯内の被保険者全員の各所得 (公的年金等控除額を80万円として計算) が0円	7割(15,411円)	
	(33万円)	上記以外	7.75割 (注1) (11,558円)	
	基礎控除額(33万円)+28.5万円 (注2) ×被保険者数 基礎控除額(33万円)+52万円 (注3) ×被保険者数		5割(25,685円)	
			2割(41,096円)	

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減。

(注2) 令和元年度の28万円から拡充。(注3) 令和元年度の51万円から拡充。

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定。

■被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、 後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額25,685円です。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けるこ とができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

問・(市)医療保険課

・兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

民年金保険料学生納付特例 の継続申請

学生納付特例制度により、保険料納付を猶予している方で引き続き在学予定の方へ、日本年金機構さています。申請書に必要事項を記入して投函してください。毎年申請が必要です。 4月からも引き続き学生納付特例を希望する方で、はがきが届かない場合または在学している学校などに変更がある場合は、窓口で継続申請を行ってください。 継続申請を行ってください。 書川支所 市役所 3階市民課、吉川支所 市役所 3階市民課、

・学生証(写し可)ま ・学生証(写し可)ま ・中鑑(本人申請の場 で申請できますが、申請が遅れ が、申請が遅れ が、申請が遅れ が、申請が遅れ を受け取れな と障害年金な が、申請が遅れ なとできます が、申請が遅れ が、申請が遅れ なとできます が、申請が遅れ なとできます



離婚の際にお二人の婚姻期間中 の厚生年金を分割して、それぞれ の年金とすることができます。 離婚後2年以内に手続きを行う 必要があるので、近くの年金事務 がまたは年金相談センターに相談 してください。

☆0570-06 ☆078-912

2

4 983

Ó 5

65

場書た なたは は不要)には在学期

離婚時

の年金分割

に つ

い

*変更点 補助額上限 4,20★対象 2号認定児童補助対象外となります。ません。国の副食費免除対象者は、ません。国の副食費免除対象者は、 る補助額は、 円 4 をの費 増額し2の実態 月 2 祝い状・記念写金婚夫婦を祝短 状·記念写真を贈呈

教育・保育課

5

0

対象者、

申請後、記念写真撮影券を送り申請後、記念写真撮影券を送りますので、券に記載の指定写真店で撮影してください。 ▼申請場所 市役所3階福祉課、吉川健康福祉センター 吉川健康福祉センター この制度を利用していない方 この制度を利用していない方 写真を贈ります。 結婚5年目を迎えるご夫婦のさ

てください 限度額、

限度額変更 3 5, 0 0

-ダー (再生専用機) 視覚障害者用ポー

した。していっした。 (貸与) している日常生活用具費日常生活の便宜を図るために給付重度の障がいのある方に対し、 **追加品目** 喉頭用人工 ム、クール の医療機器専用バッテユ鼻、人工呼吸器・吸ルベスト、埋込型人工・紫外線カットクリー 限度額を変更しま

内容を一部変更具費の給付(貸与)の4月から日常生活用

| 1 | 三木市役所・〒673-0492 上の丸町10-30・☎82-2000